

平成23年 第11回
教育委員会臨時会会議録

平成23年5月23日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2326号

平成23年第11回臨時会

日 時 平成23年5月23日(月) 午後1時30分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
--------	-------	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2316号 第1回定例会(平成23年1月11日開催)

日程第2 審議事項

議案第40号 港区幼稚園教育職員の病気休職の発令について(秘密会)

議案第41号 異議申立てに係る決定について

議案第42号 港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

日程第3 協議事項

- 1 高輪図書館分室の指定管理者候補者について

日程第4 教育長報告事項

- 1 港区立小中一貫教育校推進・検証委員会中間報告書について
- 2 国際学級の設置に関する報告書について
- 3 港区青少年委員の委嘱について
- 4 スポーツ振興に関するアンケート調査報告書について
- 5 港区スポーツ振興計画策定委員の委嘱について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 港区立図書館基本計画（第2次）等の策定について
- 8 図書館・郷土資料館の4月分行事実績について
- 9 図書館の4月分利用実績について
- 10 港区立港郷土資料館の特別休館について
- 11 平成22年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

「開 会」

○澤委員長職務代理者 皆さん、こんにちは。ただいまから平成23年第11回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

既にご存じの方も多いかと思いますが、本日は半田委員長がニューヨークのカーネギーホールで開催される東日本大震災のチャリティコンサートのため、現在、アメリカに滞在中でございます。従いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、私、委員長職務代理者が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

本日の出席委員は4名ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で規定する定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、今朝、半田委員長から電話があり、既にNHKなどでも放送されていましたが、カーネギーホールのコンサートが無事終わったということで、25日には帰ってくるということです。それでは日程に入ります。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○澤委員長職務代理者 本日の署名委員は、小島委員にお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2316号 第1回定例会（平成23年1月11日開催）

○澤委員長職務代理者 日程第1、会議録の承認でございます。

平成23年1月11日開催の第2316号、第1回定例会の会議録につきましては、承認ということでもよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○澤委員長職務代理者 それでは、承認とすることに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第40号 港区幼稚園教育職員の病気休職の発令について（秘密会）

○澤委員長職務代理者 日程第2、審議事項に入ります。

初めに、議案第40号、「港区幼稚園教育職員の病気休職の発令について」ですが、この議題につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長職務代理者 それでは、傍聴人の方はご退室いただきましたので、終わりましたら、ご案内をよろしくお願いいたします。

資料につきましては、資料番号を付してあります議案かがみを除いて審議終了後に回収いたします。

すので、よろしくお願いいたします。

2 議案第41号 異議申立てに係る決定について

○澤委員長職務代理者 傍聴の方、ご協力ありがとうございました。

それでは、次、議案第41号、「異議申立てに係る決定について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第41号、異議申立てに係る決定についてご説明申し上げます。

教育委員会議案資料2の最後をご覧ください。「異議申立てに係る経過」についてご説明を申し上げます。

昨年の7月に申立人本人の自己情報の開示請求がございました。当月中に本人に対しまして、情報の有無も含めましてその応答拒否をするという、いわゆる自己情報存否応答拒否の決定をいたしまして、7月29日に本人に通知いたしました。

その後、8月に本人から異議申立てが出たため、必要な法手続を行った後で、10月になりまして、港区情報公開・個人情報保護審査会にこの異議申立てに係る教育委員会の決定について諮問いたしました。

その後、平成23年3月になりまして審査会から、本件処分を取り消すべきである旨の答申をいただきました。これを受けまして教育委員会として改めて当該処分につきまして審査した結果、この処分を取り消すことが妥当であると判断いたしましたので、本日お諮りするものでございます。

まず、この処分を取り消すに至った背景ですが、この事案の背景となっておりますのは、従前の市において「保護を要する家庭」と認定されまして、母親と子どもの両名が港区でも保護を要すると、対応してきたところでございます。そうこうしているうちに、父親自身の情報公開、つまり、学校、教育委員会がこの申立人に関してどのような情報を持っているか知りたいということで情報公開請求がありました。それに対しまして、通常、保護を要する場合には、居場所を探るためにこのような形で情報公開請求をされるケースが多いものですから、そのことによって、子ども等の生活に著しい不利益が生じるおそれがある場合には、情報のある・なしを含めまして、いわゆる存否応答拒否をすることが個人情報保護条例の中で認められてございます。

教育委員会はその規定によりまして存否応答拒否をしたわけですが、それに対して異議申立てが出されて、情報公開・個人情報保護審査会で「処分の取り消しが妥当だ」という判断が出ました。その根拠は、今回お願いしてございます教育委員会としての処分取り消しの決定の中にもございますが、資料の3ページをご覧くださいと思います。この後段あたりから次のページにかけて、先ほど存否応答拒否ができるといったようなご説明をしております。

今回の事案に関しましては、1点目は、父親が「子どもが港区のどこの学校に通っているか」という情報を既に知っていたこと、それに基づいて、自己情報開示請求に先立ちまして、子どもが通っていた学校に対して子どもの成績記録等の情報を請求いたしまして、それが学校から既に出され

ていること、そういった背景がございまして、特に申立人本人は子どもがどこの学校に通っているかということを知っていたことだけをもって存否応答拒否の判断が不適切というような形にすることはできないけれども、一方で、学校が既にそういう情報を出していること、それから、既に父親は子どもが通っている学校、居場所等を知ることによって、子ども等に著しい不利益が生じたような事実がないこと、このようなことを考慮する中で、存否応答拒否という決定を取り消すのが妥当だという判断がされました。港区教育委員会におきましても、改めましてこの部分について熟慮した結果、やはりこの処分を取り消すのが妥当であろうという判断をいたしましたので、本日お諮りいたします。

説明は以上でございます。ご審議の上ご決定いただければと思います。

○澤委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この処分の妥当性は、結局、事実関係をどうとらえるかという問題になるのだと思いますが、その事実関係は、先ほどの話ですと、要保護世帯の母親、またその子どもと、それに対する夫がいて、その夫が個人情報ということで請求してきたということなのです。確かに、どこの学校に通っているかということは非常に大切な問題で、当然、応答拒否に該当するわけですが、今、それが不適切だという判断をしたのは、最初の開示請求をする何カ月か前に、通っている学校から成績情報が出たと。さらにその前に、妻から「港区立の〇〇中学校に通っている」という情報も知らされていたというような事実があって、学校からの成績の回答情報から数カ月間しかたっていないのだから、その成績情報を受けた後、何らかの不利益なことが起こっていない、あるいは起こらないだろうということで応答拒否をするのは事実上必要ないのだと。というような流れなのですか。

○庶務課長 資料2-2をご覧ください。1ページ目から2ページの前半は、今回の決定する前段となります個人情報保護条例の関係条文を抜き出したものでございます。2ページの後段から以降が情報公開・個人情報審査会の今回の諮問に対する答申の要約でございます。これは、今回教育委員会の処分取り消しの決定の内容とほぼ同じ内容になってございます。まず、存否応答拒否等をする場合には、極めて限定的なものとして扱う必要があるということでございます。それから、2ページの2の②のところの後段でございますが、下線の部分です。開示請求人が当該情報を保有しているか否かにかかわらず、本人又は第三者の生命、健康、生活又は財産を害する恐れがあると認められる場合の該当性を検討するに当たっては、客観的な事情に基づいて個々に判断する必要があるということでございます。

それから、③は、先ほどちょっと触れました、既に父親のほうが子どもの通学する学校であるといった情報を入手していたとしても、それのみをもって存否応答拒否の妥当性を論ずることはできない。一方では、学校がこの申立人からの照会を受けて、子の出席等の状況を回答したという事実が認められるということでございます。既にそういった形ではっきりしているにもかかわらず存否応答拒否したのは一貫性を欠く対応と言われてもやむを得ない面があるという指摘でございます。

それからもう1つ、⑤になりますけれども、「生活又は財産を害するおそれがあると認められる場合」に該当するような具体的事実が発生したという事情が認められない。それから、将来にも、直

ちにこの条件に該当するとは認められない。こういった点から、この存否応答拒否の処分は取り消すのが妥当だという判断をさせていただきます。

なお、この3ページの(2)でございますが、本人の異議申立書の中にあった、親権を侵害したという事実は見当たらないということ、それから、親権の侵害行為が存在するかという問題自体は今回の判断とは関係ないということでございます。

これを受けまして、教育委員会といたしましても、これは取り消すのが妥当だという判断をしたものでございます。

○小島委員 これは、申立人の奥さんから、港区立のある学校にお子さんが通っているという事実は知らされていると。その情報に基づいて、申立人がその学校宛てに何らかの照会をして、その照会に対して学校側から、成績、あるいは通学状況を回答していたと。そうした後、その申立人は何を教育委員会に開示するように言ってきたのですか。

○庶務課長 請求があったのは、申立人本人に関する情報です。教育委員会、あるいは学校に、この父親に関してどのような情報を持っているのか知りたい。自分自身の情報を自己開示するようにとの請求でございます。

○綱川委員 今の部分で、「自己情報開示」と書いてあるのですが、具体的にそれが何でこういうふうに不利益を与えるかもしれないとか、どういうものが。ちょっと具体的にわからないので。

○庶務課長 この請求があった際に、この請求にあるような情報を持っている場合には、全部開示、一部開示、もしくは非開示という措置をすることになります。また、情報がない場合には、情報がない、情報不存在という回答をすることになります。そのような形で本人にお知らせすることは、子どもさんが学校にいるあるいはいないということを推定させます。要するに教えることとなります。そのことによって、子どもさんの生活等に著しい不利益が生ずるということが認められる場合には、情報のある・なしも含めてお答えできませんという応答拒否をする必要がございます。今回はそのように対応いたしました。

○小島委員 申立人の個人情報として教育委員会が持っているというのは、要するに、その子どもの親権者がこの申立人であるというその部分だけですか。

○庶務課長 教育委員会が持っている情報はそれほど多くはございません。

ふだん学校で保護者の方に書いていただく家庭連絡カード、保健調査カード、このような緊急時の連絡先として、氏名、職業、電話番号というのがありますので、そういうところに申立人の氏名や連絡先などの情報が記載されています。

○小島委員 個人情報開示請求で出せば、母親の住所も知られるわけですか。

○庶務課長 直ちに知られるわけではありませんが、申立人ご自身の情報は通常の場合は開示いたします。あくまでも本人、父親に該当する本人の開示になること。

○綱川委員 ということは、教育委員会として情報を持っているということがあったとしたら、今おっしゃったように、戸籍とか住民票ではないから、要するにその情報を教育委員会が持っているということは、どこかの学校に入学するということが分かってしまうという意味なのですね。この

方はそういうことを全部知っていて、弁護士さんがとってきたということの理解でいいのですか。

○**庶務課長** おっしゃるとおりでございます。子どもさんの居場所等を探すといった場合には、持っているか持っていないかわからなくても、情報公開請求をされる場合がございます。そのときの答え方によって、情報を持っているかどうかはわかることになります。持っていなければここにはないので、ほかの自治体を探そうといった手がかりを与えることになり、最終的に子どもさんの不利益につながるおそれがあるということで存否応答拒否が認められています。

○**澤委員長職務代理者** 私、その辺の法律的なことはわからないのですが、これだけを単純に見ると、7月29日付で行った教育委員会が決定した応答拒否、それを教育委員会として取り消すのですね。そのバックグラウンドとして、もうそういう恐れはなくなったので取り消す、そういう理解でよろしいのですか。

○**庶務課長** そのとおりでございます。今回のこの事例に限って言えば、存否応答拒否という処分は不適切であったということでございます。

○**澤委員長職務代理者** そうすると、その場合、申立人が「情報をくれ」と言ったら、教育委員会としては出せる範囲で情報を提出するということですね。

○**庶務課長** はい。一般的には、自己情報開示というのは、よほどの理由がない限り、開示を拒むことはできませんので、申立人本人の情報に関する部分については公開せざるを得ないことになります。

○**澤委員長職務代理者** 教育委員会として持っている情報を本人に公開する。

ほかに何かございますか。

○**綱川委員** 母子が保護を求めて港区に来ているわけですね。そのために役所及び教育委員会としては、その保護の申請があったから情報開示を存否にしたわけですね。本人が言ってしまったからいいというふうにここでとらえてしまうのですね。

○**庶務課長** その点につきましては、資料2-2の2ページの最後から3ページの頭ですが、既に申立人・父親が、母親から、自宅や、子どもの通っている学校等の情報を得ているといったことがあるけれども、そこは確認ができない。仮にそう言ったとしても、そのことだけで既に情報を持っているから、情報開示もしくは不存在という決定をする、逆に言えば、存否応答拒否の妥当性を論ずることはできないということですね。ただ、既に学校側が情報提示していること、それから、生活等を脅かされているという具体的な事実がない、今後もないであろうと推定できる。これらをしんしゃくすると、存否応答拒否という処分は取り消すのが妥当という判断でございます。

○**澤委員長職務代理者** 細かな部分につきましては、我々はまだ説明をもらいたいということもありますけれども、この議案第41号につきましては、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**澤委員長職務代理者** では、議案第41号につきましては、原案どおり可決することに決定いた

しました。

3 議案第42号 港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

○澤委員長職務代理者 それでは、次に、議案第42号、「港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第42号、港区立図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定についてご説明いたします。

資料3でございます。

規則の案文をご覧ください。今回、港区立図書館条例の一部を改正する条例の第2条から第6条までの施行期日を平成23年12月1日とするというものでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、今申し上げました、今回、施行期日を定めます第2条から第6条までの改正条例の新旧対照表を参考資料という形でおつけしてございます。

今回の施行期日を定める規則の制定理由を記載してございます。高輪図書館分室につきましては、昨年の第4回港区議会定例会におきまして、港区立図書館条例の一部を改正し、関係規定の整備をしたところでございます。その際、条例の施行日につきましては規則で定めることとしておりました。その後、指定管理者の指定手続に入るために、既に本年3月1日から、この改正条例の中の指定管理者に関する部分につきましては先行して施行しております。その後、手続を進めてまいりまして、この指定管理者の指定議案を本年6月開会予定の区議会第2回定例会に上程いたします。上程に当たりまして、この改正条例の未施行であった部分の条項について施行させる必要があるために、施行期日を、本施設開設予定日でございます平成23年12月1日と定めるものでございます。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長職務代理者 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

高輪図書館分室にかかわることで、この資料にもありますように、平成23年12月1日開設予定ということで、その日にあわせて条例の施行期日を定めるということですが、よろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。

議案第42号について、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長職務代理者 では、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 協議事項

1 高輪図書館分室の指定管理者候補者について

○澤委員長職務代理者 続きまして、日程第3、協議事項に入ります。

日程第3、協議事項は、今、ご審議いただきました高輪図書館分室の指定管理者候補者について

でございます。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、高輪図書館分室の指定管理候補者についてご説明いたします。

資料1でございます。

高輪図書館分室の指定管理者候補に関しまして、公募によらず、資料記載の事業者を指定管理者候補者として手続を進めてまいりたいと考えてございます。

資料の1番、事業者でございます。名称、株式会社図書館流通センター。住所は、東京都文京区大塚三丁目4番7号でございます。

2「非公募の理由」でございます。本事業者は、平成21年4月から高輪図書館本館を含めました地域館4館の指定管理者として、今日まで、通年開館の実施ですとか各種講座や多様な行事等、積極的な実施等によりましてサービスの向上を図ってまいりました。また、例年実施しております利用者アンケート等におきましても、利用者から概ね好評な評価をいただいているところでございます。また、法令遵守、あるいは個人情報保護等の観点からも、これまでの運営で問題はございませんでした。

高輪図書館分室の設置に当たりまして、他の地域館とのサービス水準の均衡を保つと同時に、高輪図書館本館と一体的な運営を行うことにより、相互連携のもと良質なサービスの提供、柔軟で効率的な職員体制が構築できる等の理由から、本事業者を候補者とするものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、他の地域館4館の指定管理期間が平成26年3月末までとなつてございますので、この高輪図書館分室の指定管理期間につきましても、そういった一体的な運営ということで考える中で、同様に26年3月までとしたいと考えております。

3「今後の予定」でございます。庁内の手続を経まして、6月に開催予定の第2回定例会に指定管理者の指定について議案として提出をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○澤委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問、あるいはご意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。

○小島委員 高輪図書館本館の指定管理者を分室の指定管理者にしたいと理由をいろいろ述べられました。その理由自体は誠にもっともだと思います。高輪図書館とその分室なのだから、本館の指定管理者が分室の指定管理者になるのはごく自然だと思いますが、本館が分室も当然の業務として行うという考えはありません。

○図書・文化財課長 考え方としまして、小島委員がおっしゃるとおり、本館と分室という関係でございますので、本館をやっている指定管理者が分室もやるという考え方も一方でございます。今回は、結果的にそういった形で指定したいということでございます。ただし、こちらの高輪図書館分室につきましては、昨年の港区立図書館条例の一部改正の際、公の施設として指定させていただいております。高輪図書館と高輪図書館分室、一体的にはするのですけれども、建物の場所などの施設が若干離れた地区にあるというのもありまして、別々の施設と規定されておりますので、今回改めてそこはひとつ検証した上で、個別の施設としての指定管理者というのを選定という形を取っ

ております。

○小島委員 もしそうであれば、指定管理者の制度自体、広く色々な業者に参入の機会を与えて、競争のもと公正妥当な施設管理をしてもらおうという趣旨でやっているわけですから、今ここで指定管理者の指定をしなくてはならないとしたら、平成26年3月まで、他の業者がやりたいと手を挙げられないわけです。その機会を奪ってしまうということは、指定管理者制度の趣旨から言って、ちょっと疑問があるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○図書・文化財課長 小島委員ご指摘のとおり、いろいろな業者に対して広くそういった機会を与えるという意味ではおっしゃるとおりかと思います。ただ、一方で、区が施設を運営するに当たって、より統一的な運営ができるかどうかということで、今回、特に現指定管理者の期間の残存期間ということになりますが、一体的に運営したほうがいいのか、あるいは別々の事業者さんが入ったほうが館の運営が効率的にできるかという観点で検討した結果、やはり一体的に運営したほうが、効率的な運営ができるという判断に至りました。

○小島委員 地域館4館全部この業者さんに頼んでいますよね。そういう意味で、いろいろ機会均等の参入の観点からすると、かなり一極集中のような気がします。他の事業者さんから見ると、参入機会が狭まれるのではないかという感じがしないでもないのですけれども、どうでしょうか。

○図書・文化財課長 港区の場合、平成21年度から図書館内の指定管理の制度を導入しております。その際に、他の区の状況なども参考にしておりますけれども、区によっては、いろいろな事業者がそれぞれの図書館を指定管理で運営しているケースもありますし、港区のように、一括して同じ事業者さんが受託をして指定管理をしているというケースもございます。どちらを選ぶかというところですが、港区の場合、図書館の館数がそれほど多くなかったということが1つあるかと思います。あとは、同じ事業者が一体的に一括して指定管理をしていくことによって、職員の体制や情報の共有というような部分、あるいは、運営に関しての理念といえますか、そういったものは共有化できるというようなこともあって、一括した指定管理者としております。

今の指定管理者が当初から5年間となつてございますので、5年後には改めてまた指定管理者を選考することになるかと思っておりますので、その際にはまた新たな事業者にもご応募いただきたいと考えています。

○綱川委員 今の話をずっと聞いていると、指定管理者の理念とちょっと違ってくるのかなと思えてしまうのですね。図書館のあり方の検討もこれからされると思うのですが、条例でわざわざ分室というのを設置しているわけだから、ちょっと無理があるのかなというふうに思います。平成26年度に、その辺についても検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○図書・文化財課長 平成26年度以降、新たな指定管理者の選考につきましては、今いただいたようなご意見も踏まえまして検討していきたいと考えております。

○澤委員長職務代理者 では、あと3年ぐらいあると。

○綱川委員 ということは、ここの分室を本館と一体でやるのかとか、そこも十分に論議をしていただければと思います。平成26年度のときは一体で指定管理にするのかとかというのをお願いし

ます。

○澤委員長職務代理者 ところで、分室というのは何名ぐらいの人数が必要と考えられるのですか。

○図書・文化財課長 人数は、事業者が試算しまして、想定でいきますと、分室のほうで8名程度と考えております。

○教育長 分室といっても、これは高輪中高生ぶらざと一体的な施設となっている区の施設なので、施設としてはきちんと条例で定めて、高輪図書館だけの分室ではないという位置づけはしておく必要があります。しかし、今日のこの資料1にあるように、「柔軟で効率的な職員体制」という面から見ると、やはり一体的にやる必要があります。そのはざままでいろいろ検討した結果、こういうふうになったということです。したがって、次候補ということで、この図書館流通センターにやってもらうということ。この指定期間も、5年間という指定期間で今やっているわけですね。ですから、その間はこちらで非公募でやります。また、平成26年4月から新たに指定管理者の公募ということがありますので、またそこで検討するというところでよろしくをお願いします。

○澤委員長職務代理者 では、ほかによろしゅうございましょうか。

それでは、図書・文化財課長、よろしくをお願いします。

第4 教育長報告事項

1 港区立小中一貫教育校推進・検証委員会中間報告書について

○澤委員長職務代理者 それでは、日程第4、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「港区立小中一貫教育校推進・検証委員会中間報告書について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料2をご覧いただきたいと思います。「港区立小中一貫教育校推進・検証委員会中間報告書について」です。

昨年4月に開校しました小中一貫教育校「お台場学園」の教育的な成果や課題につきまして、現在、2年間をかけて検証に取り組んでいるところでございます。開校後1年が経過し、その成果や課題について取りまとめをしましたので、概要について報告をいたします。

なお、委員会の構成メンバーにつきましては、本資料の2-2に最後のページの68ページに掲載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

1の「検証のねらい」です。小中一貫教育校の成果と課題、目的の達成度を明らかにした上で区民への説明責任を果たすということ、また、その成果・課題につきまして、集約・整理し、今後、他の小・中学校へ小中一貫教育校を推進していくという方策について提言するというをねらいとしてございます。

2の「成果と課題」です。検証の大きな柱立てといたしまして、「学力の向上」「豊かな人間性・社会性の育成」「小中一貫教育校としての体制・運営」という3つの視点から検討を進めております。

(1)「学力の向上」につきましてご説明いたします。①「ODAI BAプランの検証」ということで、小・中学校の教員が協働して検証授業を行うことで、多くの教科におきまして小中一貫教育

カリキュラムならではの良さを生かした授業を実践することができております。このような取り組みの中で、小・中の教員が、9年間の学習内容につきまして校種を越えて理解を深めることができたことも成果の1つであると考えております。

ODAIBAプランの検証につきましては、17ページ以降、検証授業についてご報告しております。ただ、カリキュラムの一部の検証にとどまっており、カリキュラムの全体の検証を今後継続して実施していく必要があると考えてございます。

続きまして、②「一部教科担任制の導入」でございます。「算数」「国際科」「家庭」の3つの教科におきまして教科担任制を導入いたしました。児童・生徒・保護者のアンケートからはおおむね良好な結果を得ることができております。しかしながら、一部の教科につきましては、専科教員の指導力の関係から課題が見受けられました。今後、教科担任制を受け持つ専科教員の配置について配慮し、担任との連携強化や、学校全体でフォローする体制づくりが必要と考えております。

次に、③「客観的な学力向上の検証」というところです。今後、区独自で行っている学力調査の結果を蓄積し、経年変化等を分析・考察した上で学力向上につきまして客観的に検証してまいります。できるだけ数値化を図りながら客観的な評価を行っていく予定です。学力調査での同一問題に対する正答率の経年変化の分析なども行っていきたいと考えております。

次に、(2)「豊かな人間性・社会性の育成について」です。裏面をご覧くださいと思います。

①「異年齢交流」では、保護者、小学生を対象としたアンケート調査からは概ね良好な結果を得ることができております。しかしながら、中学生を対象としたアンケート調査からは、小学生と交流することに対してやや負担感を示す回答が見られました。これは、小・中学生が一緒に活動する際に、中学生が小学生の面倒を見たり、小学生の行動に合わせていたりする場面が多くて、中学生が負担に感じている部分が表れているものと推察できます。

次の②「小学校高学年の部活動への参加」でございます。これにつきましては、小学生の中学校部活動への参加状況は必ずしも十分とは言えません。今後、地域スポーツクラブとの連携、また魅力ある部活動について充実させていくことが課題であるととらえております。

③「生活指導体制・教育相談体制」についてです。43ページをご覧ください。資料17は、小・中学校の生活指導部の教員が協力して作成した児童・生徒の育ちです。発達段階ごとに目指す児童・生徒の姿を定め、全教職員の共通理解を図りながら、生活指導の充実を図っております。

④『生活指導』『進路指導』『道徳』についてです。「道徳」の充実につきましては、取り組みが十分に進まなかった部分があり、課題が残ったところです。今後、小中一貫教育の視点に立った「ODAIBAプラン道徳」の作成や教材研究が必要だと考えております。

(3)「小中一貫教育校としての体制・運営について」です。①「校務分掌及び教員の連携・協力体制」につきましては、54ページから55ページにかけて掲載しておりますが、保護者の学校評価につきましては、小学校、中学校、保護者ともに、いずれの結果においても3.0以上を示しており、学校運営に対する評価は概ね良好という結果となっております。

次に、③「保護者・地域との連携・協力体制」のところですが。教職員と保護者と地域の方々との

連携・協力体制につきましては、今までも良好でしたが、小・中一貫教育校になったことを契機に、連携協力が一層充実して、様々な取り組み、行事を行うことができております。

60ページをご覧ください。資料の34は、小・中・保護者ともに3.5前後の得点を示しております。学校と保護者、地域との連携協力に対する評価は良好と言えるかと思えます。

以上が成果と課題の概要です。今年度も引き続き推進・検討委員会、また作業部会を継続させて検証を進めていきたいと考えております。

報告は以上です。

○澤委員長職務代理者 小中一貫教育校推進・検証委員会からの中間報告書について概要を聞きまされたけれども、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

○綱川委員 先ほど、この中間報告書の54ページの、小学校教員と中学校教員がよく協力し、まとまりが感じられるというところが3.03ということで、高い評価を得ているとのことでしたが、他の項目と比較して3.03というのは低いのですね。ということは、小学校の保護者の回答から言うと、先生に対して保護者が目を向けたときに、そのように感じる場所があるのかと思うのですが、いかがですか。

○教育政策担当課長 54ページと55ページの平均得点、それだけ見ますと、今ご指摘のとおり、5小中一貫教育校として小学校教員と中学校教員が協力し合い、まとまりが感じられるについては、3.03となつてございます。ただ、学校評価、Aを4点、Bを3点としますと、概ね達成しているという形で、3.0を超えた段階である一定程度の評価はできると考えております。

○綱川委員 他と比較して、例えば、学校の経営がわかりやすいというところは3.15とか。中学校の保護者は3.39なのですね。小中一貫教育校として小学校と中学校の教員がよく協力し、まとまりを感じられるについては、中学校保護者は3.39ですが、小学校の保護者は3.03ということはそのように見えてしまっているのだらうと思いますが、そういうところは何かあるのでしょうか。

○教育政策担当課長 確かに、数値として、小学校の保護者の回答が低い数値を表していますので、原因を分析したいと考えております。

○綱川委員 教育委員になる前に、教員が一体となつて小中一貫をやつていなければ無理というお話を前の指導室長から保護者として伺ったことがあるのですね。ですので、そこがもっと重要なファクターになってくるかと思うので、よろしくお願ひします。

○小島委員 小中一貫校にはいろいろなことが期待されると思うのですが、私などは特に学力の向上、9年間で能率的・効率的にカリキュラムを組んで学力を向上させる。あと、教科担任型の実施とか、いろいろなことで学力の向上を図ることが一番大事な点と私は考えております。今回の「成果と課題」の「学力の向上について」ですが、概要版で見ますと、中学校で学習する内容を小学校の段階で発展的な学習として取り扱うとか、小学校で重視した基礎的なものを中学校でさらに発展させるとかということで、これは実際そういうことができたということですよ。あと、検証授業は全部をできなかったということと、客観的な学力向上の検証については今後の経年変化を考察す

るということなのですが、学力の向上で、この1年間ですごい成果を上げるというとなかなか難しいと思うのですが、この検討部会では、学力の向上についてどんな感じを持っているのでしょうか。

○教育政策担当課長 やはり1年間という期間の中で成果を示すのは非常に難しいことだと考えているところでございます。今、委員からお話がありました検証授業についてなのですけれども、例えば29ページ、保護者の学校評価という形の質問を設けておまして、平均で言うと3.0以上という形で高い評価を得ているところです。

一方、1つ前の28ページですけれども、小中一貫教育校アンケート調査もここに合わせて載せております。資料4の一番下、9年間一貫した学校カリキュラムで学力の向上が期待できるかという問いで小学校の保護者が「そう思う」と「どちらかというと思う」という回答が小学校の場合だと、合わせて60%ですが、中学校の保護者の場合ですと84.6%と、小学校の保護者と中学校の保護者で少々乖離がございます。この17ページ以降の検証授業や内容などにつきまして、小学校の保護者アンケートを具体的に示すことによって、中学校での学習内容を視野に入れた学習のねらいであるとか、中学校のどの単元に繋がっていくのかというようなことを丁寧に説明していく必要があると感じております。

○教育長 これはあくまでもまだ中間報告ということなので、今年度の作業は検証授業は含まれておりません。したがって、まだほんの一部分で今年もやっても全部にはならないわけですけれども、こういう検証作業をやはり引き続きしっかりやっていくことが大事なので、この1年、学校と教育委員会、あるいは区立他校の先生もこの検証委員会のメンバーに入っていますので、そういう先生方にもしっかりやっていってもらいたいなと思っています。

また、今日は、港区立中学校のPTA連合会の総会が開かれるわけですけれども、晴れてお台場学園の中学校の親御さんもこの中学校PTA連合会に加入するというので、記念すべき総会になるだろうと思います。親御さん同士もこうやって一体的にいろいろ組織立ててやっていこうという姿勢を示していただいていますので、地域、保護者、学校、また教育委員会、他校とも連携を深めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○小島委員 教育政策担当のお力に期待して1点だけ。

今度、朝日地区で小中一貫が行われるわけですが、お台場での経験を朝日で十分生かすことが非常に大事だと思うのです。この推進・検証委員会で朝日地区の先生方がなぜ入っていないのかという気がします。お台場で始まって、小中一貫教育がスタートして現在取り組んでいるものを、朝日のほうに引き継いでいけるよう、こういう委員に入ってもらおうとか、そういう考えはあるのでしょうか。

○教育政策担当課長 推進・検証委員会の、作業部会のほうに朝日地区の先生に加入していただいています。

○澤委員長職務代理者 小島委員が言われているように、先行しているもののいろいろな経験とかノウハウをぜひともいい意味で継承していってもらいたい。

確かに、小学校と中学校を比べると、小学校の方の結果がもうちょっと良くてもいいのかなとい

う気はします。というのは、要するに、中学に進学するかどうかというのは、小中一貫校に行ったら従来よりもこれだけメリットがあるというようなことを感じていただくことが大事なわけです。中学校の卒業生が、進学だけが全てではないにしても、それぞれ生き生きと勉学に、あるいは運動に励んで、高校に進学し、活躍していただければ、それはめぐりめぐって小学校にもいい意味でフィードバックが出るので、ぜひともそういう方向に流れるようにしたいですね。そのためには教育委員会が一体になって取り組む必要があるだろうと思います。

他によろしゅうございましょうか。

2 国際学級の設置に関する報告書について

○澤委員長職務代理者 では、次に、「国際学級の設置に関する報告書について」。同じく、教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料3「国際学級の設置に関する報告書について」ご説明いたします。

昨年度、国際学級設置等に対するニーズ調査を実施しまして、国際学級の設置に対して、東京学芸大学国際教育センターと共同研究を進めており、その報告書がまとまりましたのでご報告をいたします。

全体の構成とは、章立てとして8章に分かれております。内容としましては、3章と4章のニーズ調査、また、5章の学校訪問調査、6章及び7章の港区における国際学級のプラン、8章の設置に向けた課題の4点を中心にご説明をいたします。

I「プロジェクトのねらい」のところでは、国際学級に関しまして、港区在住の保護者を対象に、どのような国際学級が望ましいか等、質問紙によるアンケートのほかインタビュー等を行い、調査を実施した上で、先進的な実施校の学校訪問調査、また、多文化教育・イマージョン教育等の現状と効果及び課題に関する検討などから、日本人児童と外国人児童がともに学ぶ国際学級の基本的な枠組みと実現可能な国際学級のプラン等を構築するというふうにしてございます。

まず、II「国際学級に関する保護者のニーズ調査」です。本文の3章に当たるところでございます。昨年度、12月10日から1月11日の間に実施しました質問紙によるアンケート調査です。回収結果は、標本数1万972に対し、有効回収数が4,445、回収率は40.5%となっております。主な内容としましては、18ページの間11.ですけれども、「公立小学校にどのような学級または学校があれば子どもを通わせたいか」という複数回答の問いになってございます。この中では、「授業で英会話がある」「ネイティブの教員が行う語学の授業がある」「文化の異なる子どもたちと一緒に学ぶクラスがある」という項目が上位を占めてございます。

次の19ページ、間12.では、「英語イマージョンを行ってほしい教科」ということで、これも複数回答でございます。上位としましては、「音楽」「体育」「総合」「算数」の順となっております。

報告書の23ページをご覧いただきたいと思っております。「国際学級に関する保護者のニーズ調査について（インタビュー）結果と考察」と題しまして掲載しているものです。例えば24ページの下か

ら3行目、「日本の学校に編入学する際に不安があったためいろいろリサーチしたのですが、よくわからなかった」ということが述べられております。また、その次のページ、25ページの1行目から、「Webサイトでどういうふうに国際学級をアピールしているかということがポイントでは」というようなご指摘も出ています。今後、周知方法等を工夫していきたいと考えてございます。

次の、3「先進的な実践校の事例調査結果」です。実際に学校を訪問して調査した結果でございます。この表につきましては、例えば日本の教科学習、国際理解教育、英語教育を含めた6年間のカリキュラム、または学級の定員であるとか、教員または講師の配置、資格等について触れております。

例えば英語教育につきまして先進的な取り組みを行っている実践校を3つの類型に分けて報告をさせていただきます。1つは、完全イマージョン教育型の例としまして、30ページの「ぐんま国際アカデミー」のところをご覧ください。国語、社会以外は授業の7割が英語、また、校内での児童同士の日本語の使用を原則禁止という取り組みのスタイルです。国際理解教育では、華道、茶道、拳法、和楽器、焼き物など、日本文化の体験を行っているものです。

一部イマージョン教育型では、32ページのシンガポール日本人学校のところを見ていただければと思います。イマージョン教育につきましては音楽と体育で実施しております。音楽は、単元ごとに日本語で教えるものと英語で教えるものとに分けているということ。また、英語イマージョンを行う実技科目につきましては、必ず学級担任が在籍して評価を行っているとのこと。

英語教育重視型につきましては、例えば38ページ、金剛学園小学校ですが、日本の教科書につきましては当然すべて1条校ですので、日本の教科書を使用しているということ、また、40ページの白頭学院建国小学校におきましては、英語教育としまして、低学年につきましてはゲームやCD、DVDなどを利用してダンス・手遊びを通して学習をしています。3年生以上については韓国の英語テキストで体系的に学習して、英語で自己表現ができることを目指しているとのこと。

次に、日本の多文化教育、イマージョン教育の現状と効果及び課題に関する検討でございます。これにつきましては、報告書の、6章、7章にあたります。42ページ以降になります。4つの類型に分けて考察をしております。

7章では、「国際学級の実現可能なプランと設立に向けた計画」について、港区ならではの国際学級の環境づくり、日本人児童、外国人児童、それぞれのカリキュラムの枠組みや学級定員、教室、学校の施設・設備等について提案をしております。

例えば54ページ、国際学級の環境づくりというところでは、異文化が尊重され、帰国児童、外国人児童が安心して学校生活を送れるように支援する。また、保護者も英語で相談できて、安心して子どもを通わせることができる。それと、海外の貴重な生活経験が発揮できるように学習環境を整える。また、別室による学習では、来日前に経験した英語での学習内容や方法を生かすよう考慮して、次の授業との連続性をある程度保つといった内容となっております。55ページでは、帰国児

童、外国人児童に対して生活に必要な日本語の力も身につけさせることを目指しております。

最後の8章ですけれども、58ページになります。「国際学級の設立に向けた問題と課題」ということで、コーディネーターについて触れております。指導及び計画、また、教員集団としてのまとまりの維持などに関するコーディネーターの役割の重要性、それと、想定される状況では、外国で育った子どもたちには理解できない表現、また、外国人を想定していない表現に敏感になる必要があるということ。それと、最後、学校間の接続についても最後に触れております。今後の課題といたしまして、就学前に英語に触れさせる機会の充実や、小学校卒業時の英語力を中学校でより有効に伸ばさせるためのカリキュラムの再検討について提案されているものでございます。

今後近々に、国際学級の開設準備委員会を立ち上げる予定です。この報告書の提案内容、また問題提起につきまして対応等を検討していきながら試行実施を進めていく予定です。

報告は以上です。

○澤委員長職務代理者 「国際学級の設置に関する報告書について」、概要の説明がありましたけれども、何かご質問等、あるいはご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○小島委員 今考えているのは、東町小学校の中に国際学級を設置するという予定でしたよね。その国際学級の内容については、完全イマージョン、一部イマージョン、英語教育重視という事例があるようですが、そのうちのどの方向に進むか等はこれから検討するということですか。

○教育政策担当課長 直接、港区での国際学級に当てはめれば類型として近いのは、一部イマージョン型になりますが、港区であればこういった形が考えられるのではなかろうかという提案を7章以降で示しております。

○小島委員 この7章以下の要約は、この報告書のどこに書いてあるのですか。

○教育政策担当課長 資料3の4のところ、「国際学級の実現可能なプランと設立に向けた計画」というところで、港区における国際学級の在り方が提案されております。

○小島委員 そうすると、今、考えている国際学級としては、一番のねらいはどこにありますか。

○教育政策担当課長 1つは、比較的短期の滞在である外国人児童に対する教育、日本の学習指導要領に基づいた教育を英語を用いて行っていくということが1点。もう1つは、日本人児童について、英語に接する機会というのを増やしたいということが目的としてございます。

○小島委員 要するに日本の子どもたちと外国の子どもたちが1つの学級でいろいろ学び合って、お互いに理解し合って、そして英語力もつくし、国際理解もできると。そのような方向でいったらいいのではないですか。

そういうふうに考えると、完全イマージョンでも、一部イマージョンでも、英語教育重視でもなく、独自のそういう観念からやればいいので、特に英語を重視しなくてはいけないとかいうことではなく、要するに、外国の子どもたちと日本の子どもたちが交流し合って勉強し合っていくということなのだと思うのです。そのときに日本の学習指導要領はやはり適用されるのですが、一定の範囲で特区的な一特区をとるには、また文部科学省の承認が必要ですが、今言ったようなことから考えると、日本の学習指導要領の枠内でやらなくてはいけないのだとすると、少し無理

が出てこないかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○教育政策担当課長 日本の公立小学校ですので、基本的に学習指導要領の内容により進めていきたいと考えております。外国人につきましては、日本の教科書を英訳したものを用意する予定です。

○小島委員 外国の子どもたちにもたくさん来てもらう、帰国子女の子どもたちにも来てもらうというのを考えると、日本の学習指導要領を必ず守らなくてはというとなかなか無理があるのではないかと。大ざっぱに言うと、インターナショナルスクールの内容がどういったものか分かりませんが、公立小学校の中にインターナショナルスクール的な学級を置けばいいのではないかと私は考えるのです。そうすると、そういったときに日本の学習指導要領を絶対に守らなくてはいけないというのは、いかにも過大な要求になってしまうのではないかとこの気がするのです。

○教育長 あくまでも日本の1条校ですから、学習指導要領に基づいた授業をしなければいけないのです。それが学校ですから。その中の運用として、一部の外国人の子どもたちのニーズに合った教育をするということで英語による授業等が行われる。帰国子女の子どもたちも基本的には日本人ですから日本の授業をするのですけれども、そのニーズに合わせて、せっかく身につけていた英語力を落とすたくないという思いもあると思いますので、そのときにはそれにも対応できるようなことをする。ですから、日本の教科書を使ってやる。

そして、2番のところにも書いてありますように、「日本の公立学校にどのような学級または学校があれば子どもを通わせたいか」というニーズ調査。これは外国人の調査ですから、そのときに、授業で英会話があるとか、ネイティブの教員が語学を教える。つまり、外国人としては語学力が落ちるのは困るわけですね。日本人としても母国語としての日本語が落ちるのは困る。外国人としては、英語だったら、英語が落ちるのは困るということです。そして、先生がおっしゃったように、文化の異なる子どもたちと一緒に同時に学べる。これについては、今、筈小学校でも、あるいはほかの学校でも、外国人の児童と一緒に勉強しているケースはたくさんあるので、文化の異なる子どもたちと一緒に学ぶクラスはあるのですけれども、それをもっとさらにステップアップした形での国際学級として実施するということです。

○澤委員長職務代理者 港区としては非常に意欲的な試みなので、教育長が言われているように、そういう理念に基づいてやりたい。当然、試行錯誤していくことになるかと思いますが。

○教育長 東京学芸大学に委託したこの調査の報告書ですけれども、結局、今港区がやろうとしている、先行してすべて当てはまるような学校というのは日本の学校ではないのです。ですから、いろいろな学校を参考にしながら、今の教育ニーズに合った学級をつくっていくという方向で、取り組んでまいります。

○小島委員 何か大胆におもしろくやらないと子どもたちが集まらない。日本の学校だから、学習指導要領だということね。

○澤委員長職務代理者 当面、関心を持っていただけるご家庭なり保護者はいると思いますが、その中身ですが、入ったのはいいけど「何だ」ということではなくて、「良い」と思うような、そういう教育を目指さなければいけないので、その辺が大切ではないかと思えます。全く英語でやるとい

う訳にもなかなかいかないでしょうし、外国人が入ってきて日本語で話しても分からないとか、課題はたくさんあるかと思います。いい方向でチャレンジできるように実践してってもらいたいなと思います。

3 港区青少年委員の委嘱について

○澤委員長職務代理者 次に、「港区青少年委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料4をご覧ください。「港区青少年委員の委嘱について」ご報告を申し上げます。

裏面の表をご覧ください。平成23年5月13日付で、20番、高陵地区をご覧くださいますと、新たに、前箕小学校PTA会長の渡邊光太郎さんに青少年委員を委嘱させていただきたいと思いますので、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○澤委員長職務代理者 この点につきまして何かご質問ございますでしょうか。

高陵地区はお1人でしたが、渡邊氏に新たに委員になっていただくということですね。

よろしゅうございましょうか。

4 スポーツ振興に関するアンケート調査報告書について

○澤委員長職務代理者 それでは、次に、4「スポーツ振興に関するアンケート調査報告書について」。同じく、生涯学習推進課長、報告をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料5が1枚ございまして、資料5-2「スポーツ振興に関するアンケート調査報告書」の本体をご覧ください。

昨年度の当教育委員会でスポーツ振興に関するアンケート調査を実施するとご報告いたしましたので、まとめましたので、内容の概要についてご報告を申し上げます。

まず、アンケート本体の3ページをご覧ください。調査目的がございすけれども、今年度、港区スポーツ振興計画の参考資料とするため、区民のスポーツに関する意識や活動の実態、区のスポーツ振興施策に関するご意見やご要望を伺うため、調査を実施いたしました。調査対象は、港区在住の満20歳以上の男女で、標本数としては2,000で郵送させていただきました。調査期間は昨年11月25日から12月17日です。回収結果でございすけれども、40.4%、807票でございました。

次に、15ページをご覧ください。調査結果の概要についてでございす。この調査につきましては、1.「健康習慣」、2.「運動やスポーツの実施状況」、3.「スポーツに関するボランティア活動」、4.「区の運動やスポーツに関する情報」、5.「地域スポーツの振興」、それから、「区のスポーツ施策」等々について調査をしております。

まず、健康習慣につきましては、どんな実態なのかということで調査を進めました。朝食、間食、

睡眠、喫煙、飲酒、精神的に落ち込んだり不安感があるか等の調査をするとともに、現在の健康状況についてお問い合わせをしております。「健康」「どちらかといえば健康」を合わせた「健康」が83.9%、「あまり健康でない」「健康でない」を合わせた「健康でない」が15.6%となっております。また、(8)、体力の自信の有無、自分の体力をどう感じているかで、「自信がある」または「普通である」が58.2%、「不安がある」が26.1%となっております。また、運動不足を感じているかどうかということで、「感じている」「ある程度感じている」を合わせますと、76.8%、「感じていない」「あまり感じていない」を合わせた「感じていない」が21.4%となっております。

32ページ、33ページをお開きいただきますと、この調査結果を国や都の調査結果と比較してございます。健康調査については、「健康」では、港区では83.9%、国では85.4%、東京都では73.3%。センターコアというのは、32ページの一番下の注釈のところに書かれておりますが、23区のうち11区の統計の結果だそうで、それと比較をしております。港区は、「健康である」という答えの人が比較的多い状態になっています。それから、本人の体力の自信の有無ということで、これは、東京都、センターコアエリアとあまり大きな変化はございません。また、33ページの運動不足を感じているかの問いに対しましては、港区は76.8、国は73.9、東京都72.3、センターコアエリア69.9ということで、港区が最も高い数値をあらわしています。

それでは、16ページにお戻りください。運動やスポーツの実施状況とスポーツ観戦についてということで、まず初めに、小学生のとき運動が好きだったかどうかというような問いから始まっています。小学生のころ、体を動かすことが好きだったかどうかというふうに聞いたところ、「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせて「好き」は68.1%、「嫌い」は21.7%となっております。問3、この1年間に行ったスポーツで一番多いのが、「ぶらぶら歩き」も含めまして「散歩」の58.6%が最も高く、以下、「ウォーキング」「水泳」「筋力トレーニング」になっております。それから、運動やスポーツを行った日数ということで、この1年間に行った運動やスポーツで日数を聞いたところ、週3日以上が18.6、週1～2日が29.8というような結果になってございました。この問いは、国のスポーツ立国戦略というものが去年の7月に発表されましたが、国の目標では、できる限り早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人、65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率を3人に1人、30%程度にすることを目指すというものに基づいて調査をしているものでございます。国の目指す目標にはまだまだ遠いなというところがこの結果からおわかりだと思います。

それから、17ページの(14)、今後行ってみたい運動やスポーツということで、「今後行ってみたいスポーツがある」というふうに答えた方に聞きますと、やはり「散歩」が一番多く、ほかに「水泳」、「ヨガ」、「気功」、「太極拳」、「筋力トレーニング」などの順番になってございます。

それから、スポーツクラブや同好会の加入状況ということでお聞きしましたら、「加入したくない」「したいと思わない」という方が35.6%で最も高く、「既に参加している」20.6%というような状況になっています。また、加入しているクラブや同好会の種類ということで、これはスポー

カルとの関係でお聞きしておりますけれども、「民間のスポーツ施設や会員制のクラブ」が61.4%と最も高く、「同じ地域の人が加入しているクラブや同好会」が22.9%となっております。

これにつきましては比較がございます。90ページをご覧ください。まず、運動やスポーツを行った日数ということで、国、東京都、センターコアエリアと比較をしております。「週1回以上」では、港区では48.4%、国では58.3%、東京都で54.1%、センターコアエリアでは56.3%となっております。また、スポーツクラブや同好会への加入状況等につきましては、港区では20.6%、国では16.2%、東京都では13.7%、センターコアエリアでは14.0%となっております。港区が最も高い数値になっております。

また、加入しているクラブや同好会の種類ということで、91ページをご覧くださいますと、港区は民間のクラブに加入している方が断然多いというような状況になってございます。

お戻りください。18ページをご覧ください。スポーツボランティアに関する活動について伺っております。今後ボランティア活動の実施意向について、(4)でございます。「スポーツに関するボランティア活動を行っていない」と回答した人に、今後スポーツに関するボランティア活動を行いたいかどうかを聞いています。「ぜひ行いたい」「できれば行いたい」を合わせた「行いたい」が17.4%、「あまり行いたいとは思わない」「全く行いたいとは思わない」を合わせて「行いたくない」が56.3%となっております。

こちらも比較した表がございます。96ページをご覧ください。ボランティアの活動の実施意向ということで、今後のボランティア活動の実施意向については、「行いたい」が港区では17.4%、東京都では17.4%、センターコアエリアでは22.5%というような結果になってございます。

それではまたお戻りいただきまして18ページ、区の運動やスポーツに関する情報についてです。まず、区の運動やスポーツに対する情報の入手方法ということで、やはり「広報みなど」が44.2%と最も高く、「Kissポート財団の情報誌」が18.8%、一方、「特に入手していない」という方々が39.2%となっております。また、区の運動やスポーツに関する情報で知りたいことということで、「施設の利用案内」が49.6%と最も高く、「スポーツ教室情報」が38.0%、「健康づくり」が29.9%となっております。

地域のスポーツの振興について、(2) 体育指導委員の認知度について聞いております。「知っている」「名前を聞いたことがある」を合わせて「知っている」は14.8%となっております。一方、「知らない」という方は83.1%となっております。まだまだ認知度が低いことがわかります。

また、次のページ、(3) 総合型地域スポーツ・文化クラブの認知度です。地域スポーツ・文化クラブの認知度について、「知っている」または「名前を聞いたことがある」を合わせて「知っている」は7.7%となっております。

それから、東京国体についても伺っています。(1) 港区でのなぎなた競技開催の認知度について聞いています。「国体が開かれ、なぎなた競技が港区で行われることを知っていた」7.9、「国体が開かれることは知っていたが、なぎなた競技が行われることは知らなかった」8.1ということで、国体が開かれるということが16パーセントの方が知っているということは想像以上で、そう

というような認知度になっています。

また、国体へのボランティアへの参加意向につきましては、「できれば参加したい」という方が17.1%となっています。

区のスポーツ施策につきましては、子どものスポーツや外遊びの環境について、「よい」「どちらかといえばよい」を合わせた「よい」は9.1%、「悪い」「どちらかと言えば悪い」とお考えになっている方は57.5%となっています。そのための施策として充実して力を入れるべきこととすることで、「子どもが体を動かしたくなる場の充実（校庭の芝生化）」などが61.7%で最も高く、「学校の体育施設の有効活用」「子どもが気軽に活用できる地域のスポーツクラブなどの充実」が挙がっております。

財団法人日本ラグビーフットボール協会と協定を結んでおりますが、認知度は4.0%ということで、低いものとなっております。また、スポーツ振興のために区が取り組むべきことということで、1番が「施設の整備・充実」、2番が「中高年のスポーツ活動の推進」、3番目が「初心者向けのスポーツ教室の充実」、4番目が「小・中学校の運動活動の充実」となっております。

以上が調査の概要でございます。この調査結果をもとにいたしまして、今年度、次にご報告をさせていただきますスポーツ振興計画策定委員会におきまして、港区のスポーツ振興の施策についてこれを参考資料としまして検討してまいりたいと考えております。

ご報告は以上です。

○澤委員長職務代理者 スポーツ振興に関するアンケートの調査報告の概要について、何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

このアンケート結果を見ると、スポーツというのは、できるようでできないというのが現実みたいなのところも少し感じられますね。

○教育長 この後の報告事項のスポーツ振興計画を策定するための基礎資料ということで、このスポーツ振興に関するアンケート調査を行ったのですが、こういう大がかりな調査をするのは初めてということですので、この調査に基づいてしっかりと計画を策定していきたいと思ひます。やはり区民の健康というのは一番大事な部分ですので、しっかりとしたスポーツ振興施策をつくっていくことが大事だと思ひます。よろしくお願ひします。

○澤委員長職務代理者 教育長が言われているように、教育委員会としては、区民の皆さんの健康状態を向上し維持するためには、体を動かしていただくことも非常に重要なことだろうと思ひます。ただ、スポーツクラブには入りたくないとか、いろいろなご希望というか、区民の皆さんの考えがいろいろあるので、スポーツを手軽にさせていただくような環境をどうやってつくるのかということもとても大事なのかなと思ひます。これは区のアンケート調査に便乗して調査したというようなことでしたか。

○生涯学習推進課長 単独の調査です。

○澤委員長職務代理者 教育委員会単独でしたか。今まで大規模にやったことはないことからすると、そういった面でも非常に意欲的な報告書ができていると思ひます。

5 港区スポーツ振興計画策定委員の委嘱について

○澤委員長職務代理者 それでは、それに関連するということで、「港区スポーツ振興計画策定委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 資料6をご覧ください。まず、大変申し訳ありませんが、「平成23年6月6日付」の記載があり「6月1日付」に訂正をお願いいたします。平成23年6月1日付で港区スポーツ振興計画策定委員の委嘱を行います。

裏面をご覧ください。「港区スポーツ振興計画策定委員会委員名簿」でございます。学識経験者2名、体育施設利用関係者2名、障害者団体1名、体育指導委員からの推薦1名、社会教育関係1名、高齢者団体関係1名、学校教育関係2名、公募区民4名、財団から1名、それから、教育委員会事務局次長と、こういったメンバーで計画の検討をしております。

このほかに、オブザーバーといたしまして、高齢者、障害者、子ども関係、学校関係から所管の課長に出席をしていただくことになっています。

以上です。

○澤委員長職務代理者 港区スポーツ振興計画策定委員会委員の報告をもらいましたけれども、何かございますでしょうか。

先ほどのアンケートもそうですけれども、区民のニーズということで、区民の皆さんの日ごろ感じられていること、あるいは区に対する要望を忌憚なく言っていただくことが大事なことと思います。この区民の皆さんというのは個人情報になってしまうかもしれませんが、年齢構成というのはどんな構成になっているのですか。

○生涯学習推進課長 30代が2名、40代が1名、50代が1名です。

○澤委員長職務代理者 そうですか。

○生涯学習推進課長 公募区民につきまして補足で説明させていただきますと、「広報みなと」で募集を行い4つのテーマで作文を書きいただきました。15名の応募がございました。その作文の4つのテーマは「高齢者の体力づくり」「子どもの体力づくり」「総合型地域スポーツ文化クラブを中心としたスポーツ環境の整備」「スポーツに関するボランティアの育成」というような題名で書いていただきまして、採点をするとともに、男女のバランスなども考えながら最終的にこの4名に決定をいたしました。

○小島委員 この公募区民4名というのはどのように選ばれたのですか。

○生涯学習推進課長 公募の段階で4名程度ということで募集いたしましたので。

○澤委員長職務代理者 15名も応募いただいてありがたいことですね。

○生涯学習推進課長 大変嬉しく思いました。

○澤委員長職務代理者 そうですよ。

○小島委員 しかも作文を書きいただいて。

○澤委員長職務代理者 意欲的な方ということですね。しかも、年齢もちょうどいい感じで。年齢

も考慮してなっていたのでしょうけれども。

よろしゅうございますか。

6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○澤委員長職務代理者 それでは、次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」です。この件につきましては、資料の配布をもって報告とさせていただきたいと存じますけれども、生涯学習推進課長、何か特にございますか。

○生涯学習推進課長 すみませんが、資料に誤りがありまして、差し替えをお願いいたします。上から3枚目、5ページ目のスポーカル六本木の集計表の「21年度合計」のところが入り繰りが間違っておりまして、数字が違っておりまして。申し訳ありませんでした。

続けてなのですが、1ページ目と2ページ目なのですがすけれども、生涯学習センターと青山生涯学習館につきましては、3月分の利用回数、利用人数、利用可能回数ということで、上の表のほうはご報告ができております。しかしながら、目的別利用状況につきましては、3月分の利用をストップしていた関係がありまして、全体での集計ができませんでした。この利用回数、利用人数、可能回数、利用率の報告をもちまして3月分の報告とさせていただきたいと思います。

○澤委員長職務代理者 何かご質問等ございますでしょうか。

3月は大震災の影響でほとんど使えなかったということになりますね。

○生涯学習推進課長 はい。しばらく休館をしております、それから、夜間の利用等を休止していた関係がございましたので。

○澤委員長職務代理者 では、これが22年度の最終報告ということですか。

○生涯学習推進課長 そのとおりでございます。

○澤委員長職務代理者 それでは、よろしゅうございますか。

7 港区図書館基本計画（第2次）等の策定について

○澤委員長職務代理者 次に、「港区立図書館基本計画（第2次）等の策定について」。図書・文化財課長、よろしくお願ひいたします。

○図書・文化財課長 それでは、資料8、港区立図書館基本計画（第2次）等の策定についてご説明をいたします。

まず第1番目、「策定の背景と趣旨」でございます。人々の自主的な学習活動の場として、また、地域の情報拠点として図書館の役割は年々大きくなってきているところでございます。また、区立図書館に対する要望も年々多様化しております、開館日、開館時間等の量的拡大だけではなくて、質的な向上も常に求められているところです。

こうした状況の中で、港区立図書館では、平成18年3月に港区立図書館基本計画を策定いたしまして、図書館サービスの充実を計画的に進めてまいりました。また、子どもたちの読書離れ、活字離れが懸念されている中、子どもたちの読書活動を推進し、「子どもの読書活動の推進に関する法

律」に掲げる基本理念を実現するため、同じく平成18年3月に「港区子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

両計画とも計画期間を平成23年度までの6年間としておりまして、来年3月には計画期間が終了いたします。この間、メディアの多様化ですとか、電子書籍の登場などに見られますように、図書館を取り巻く環境は著しい変貌を遂げつつあります。このような時代の急激な変化の中にあって、図書館サービスの一層の向上を図るために「港区立図書館基本計画（第2次）」を策定いたします。と同時に、次世代の港区を担う子どもたちの読書活動推進に係る施策を効果的に進めるために、あわせて、「港区子ども読書活動推進計画（第2次）」を策定いたします。

2番目、「策定のスケジュール」でございます。1枚おめくりいただきまして別紙1をご覧ください。「図書館基本計画」につきましては、策定委員会を6月からスタートいたします。月に1回から2回程度の策定委員会を開催するとともに、途中、利用者アンケート等を実施しまして、10月ごろに素案の決定、11月ごろにパブリックコメントを実施しまして、来年の2月ごろに計画を策定する予定でございます。

また、「子ども読書活動推進計画」につきましては、「図書館基本計画」と整合を図りながら、7月ごろから策定委員会の部会をスタートさせまして、こちらもアンケート調査を挟み、11月ごろに素案の決定、パブリックコメントを挟み、1月ごろ計画の決定をしたいと考えてございます。

3番目、「委員構成」でございます。まず、「図書館基本計画」につきましては、もう1枚おめくりいただきまして、別紙2をご覧ください。委員としまして、慶応義塾大学文学部の上田修一先生、大妻女子大学社会情報学部の松本直樹先生、亜細亜大学国際関係学部の安形輝先生の学識経験者3名に、公募区民を現在2名選考中でございます。この5名の方が外部委員となります。なお、委員長につきましては、学識経験者の3名の先生の中から、いずれかの先生に互選でお願いする予定でございます。

続きまして、行政側の委員としまして、教育委員会事務局次長、教育政策担当課長、私、図書・文化財課長、以上3名となっております。なお、次長には副委員長をお願いする予定でございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして別紙3でございます。子ども読書活動推進計画策定検討部会です。こちらの計画は、子ども読書活動に関する計画ですが、図書館基本計画とも連携し、整合性を保つため検討部会としてございます。部会長ですが、先ほどの図書館基本計画の学識経験者3名の中からどなたか1名に部会長をお願いしたいと考えてございます。また、部会委員としまして、公募委員2名、こちらも図書館基本計画で応募いただきました公募委員の方に兼務をしていただきます。それから、幼稚園、小学校、中学校の園長先生、校長先生からそれぞれ1名。こちらも今推薦をお願いしているところでございます。加えまして、区立の保育園長から1名、それから、子ども家庭課長、保育担当課長、図書・文化財課長、指導室長でございます。

なお、必要に応じまして、例えば障害者等の関係部署の職員にも出席をお願いすることを考えてございます。説明は以上です。

○澤委員長職務代理者 ただいまの港区立図書館基本計画（第2次）等の説明につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。

以前は、インターネットを利用して検索することができるようになって、区民の皆様が随分便利になったと説明がありました。その中で、所有するものが、VTRがDVDになったり、電子化という大きな流れがどんどん入ってきて、今回も電子資料とか電子書籍が出てきました。そういうのをどうするのかということも含め、IT化について考え方を整理しておく必要があるかと思いません。これについて何かございましょうか。

○教育長 今、澤委員がおっしゃったように、IT化を進めてきたわけですがけれども、これからは一層、その辺に紙ベース以外の最新技術を用いた図書館というものを進める必要があつて、そういう意味でもちょうどいい機会になっているのかなと思います。

○図書・文化財課長 現行の計画でも、IT図書館というのは1つの大きな流れとなっているかと思ひます。今おっしゃいました電子書籍等につきましても、今、様々なものが出てきて、今後徐々に規格も集約されてくるのかなと思ひます。その中で操作性等も向上し、より簡単に使えるようになると思ひます。そうなれば、一般の利用者はもちろん、障害のある方など普段図書館になかなか来ることができない方の利用も考えられます。今後のIT技術の進歩や広がりにも十分留意しながら、計画に取り込んでいきたいと思ひております。

○澤委員長職務代理者 個人的な話になりますが、女房がよく図書を借りているのですが、返却期限も、次の予約者がいない限りはインターネットで延長ができると。これは大変便利だと感じました。図書館の利用者からみると便利になっています。

それでは、よろしゅうございませうか。

8 図書館・郷土資料館の4月分行事実績について

○澤委員長職務代理者 それでは、次に、「図書館・郷土資料館の4月分行事実績について」でございませうけれども、お手元の資料の配布をもって報告とさせていただきます。

図書・文化財課長、何か特にございませうか。あるいは委員の方。

○図書・文化財課長 資料9をご覧くださいませうと、4月の行事実績ということで、映画会等につきましては大震災の影響により中止させていただきました。あわせて、開館時間を短縮してございませう。そういった影響等がございませう、5月以降、通常開館に戻したわけがございませうけれども、各館からの報告を聞きますと、やはり5月当初は、連休等もありましたけれども、例年に比べて若干利用者が少なかったということが言えると思ひます。ただ、ここにきて徐々に利用者の数が戻った傾向にありますので、近々例年並みに戻るのかなと思ひてございませう。

○澤委員長職務代理者 大震災の関係で図書館の開館時間が変更されたりしてございませうが、ほぼ平常に戻りつつあるということで、よろしゅうございませうか。

9 図書館の4月分利用実績について

○澤委員長職務代理者 次に、「図書館の4月分利用実績について」。お手元の資料10ですけれども、この件も資料の配布をもって報告をさせていただきます。何かございますか。

よろしゅうございましょうか。

10 港区立港郷土資料館の特別休館について

○澤委員長職務代理者 次に、「港区立港郷土資料館の特別休館について」。図書・文化財課長、よろしく願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、資料11、「港区立郷土資料館の特別休館について」ご報告させていただきます。

郷土資料館につきましては、来月6月17日から6月30日まで特別休館ということでお休みをさせていただきます。

理由は、常設の展示替え及び収蔵資料の整理のためということでございます。

利用者への周知につきましては、記載のとおり、「広報みなと」、ホームページ、館内ポスター等での周知になってございます。

以上でございます。

○澤委員長職務代理者 郷土資料館の特別休館について報告をもらいましたが、例年どおりの休館ということですので。よろしゅうございましょうか。

11 平成22年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について

○澤委員長職務代理者 次に、資料12、「平成22年度港区立幼稚園修了児及び小中学校卒業生の進路状況について」。指導室長、よろしく願いいたします。

○指導室長 上から簡単にご説明いたします。

まず、幼稚園修了児でございますけれども、修了者が321人ありまして、区内の公立小学校に進学した者が87.5%ということで、前年度が88.1%ですので、比較して大きな変化はないということでございます。

次に小学校でございます。小学校は1,006人卒業いたしました。その中で、港区の公立中学校への進学は55.5%ということです。前年度は55.4%ですから、これも大きな変動はなかったということでございます。

次に中学校でございます。中学校につきましては、全部で553人が卒業したところでございます。このうち都立高校に進学した者は40.9%、高等専門学校が0.9%、私立が51.4%ということでございます。これは、21年度との比較で、傾向といたしましては、都立に行く人がやや減って、私立に行った人が若干増えたということが読み取れます。

なお、この中で、下から2番目、「原級留置」の上の「進学を希望して未定」という者が4人いたのですが、これは3月31日現在でございまして、その後追跡調査いたしまして、4月27日現在では未定者1人というような状況になってございます。

報告は以上でございます。

○澤委員長職務代理者 港区の子どもたちの進路状況につきまして指導室長より報告をもらいました。

何かご質問等ございますでしょうか。

○小島委員 小学生の中学への進学先は、我々がいつも一番気になっているところなのですが、公立中学に55.5%、前年度の平成21年度が55.4ということで、ほぼ同じ、若干増えたということなのですが、あと、引越されたり何なりした人などを合わせると58.1%ですか。こういうことで、公立中学校へ進学した生徒は全国で58%なので、さらに努力して60%ぐらいになるようにしたいと思っております。

○澤委員長職務代理者 今、委員が言われているように、小学校から中学校へのパーセンテージが変わらないということは、子どもの数が増えているから、絶対数は増加している。従来の人口が減少している傾向から比べると喜ばしいことです。パーセンテージは、毎年の変動分なのかわかりませんが、私立高が4.5%ぐらい増えている。これで見ると、一見、私立が増えているような傾向はありますけれども、これはたまたまということなのか、基本的な流れとして何かあるのですか。

○指導室長 過去のデータを見ても、この数字の何パーセントかの範囲につきましては大きな変動はないので、一般的な傾向の範囲と見ていいかと考えております。

○澤委員長職務代理者 それから、保護者の方の立場で言うと、「進学を希望して未定」の4人の方が1人になったというのはよかったですね。

○小島委員 進学を希望して未定の生徒が1人でもいるということは残念なことです。教育委員会なり学校なりでこういう方へ何らかのフォローをしてあげるということも大事だと思います。

○指導室長 3月31日に決まらなかったというお子さんの進学状況については、一般的に通信制の高校を選んだり、サポート制の高校を選んだりする傾向があります。中学校としては卒業したら終わりということではなくて、引き続き、子どもたちの進路状況については追跡しながら、その子に合った進路先を見出していくという指導は当然継続してやっていくものと考えているところでございます。

○小島委員 毎年同じ質問をしているのですが、小学校から中学校へ行くのに都立中学校というのがありますよね。今回、都立中学へ行く子どもというのは1.1%から0.9%と若干減ったのですが、区立中学へ来てくれればいいなという子が都立中学へ行ってしまっているという気がします。都立中学へ行く子を区内の中学へ引き戻す方策は何かないでしょうか。

○指導室長 都立中学校につきましては、中高一貫の都立学校でございます。それぞれ特色を出しております。最近の傾向ですと、倍率もだいぶ上がってきているという状況があります。親のニーズとして、やはり中高一貫の公立学校を選択しているのだろうなということは想像がつかます。もちろん、港区の公立の中学校が特色を出すことによって、その学校が進学率を上げるというところえ方が基本にありまして、やはり特色ある学校づくりを推進するということが方策になると考えて

おります。

○網川委員 「その他」というところで、「他県・外国等」というのが、幼稚園、小学校、中学校で全部あるのですけれども、たまたま私が知っている生徒で、中学生が単身で留学した子がいるのですね。そうすると、ここに書いてある「その他（他県・外国等）」ということではちょっと分からないのですけれども、港区の場合、そういう子は増えてくる傾向にあるのですか。特に港区の場合、海外志向といったら変ですけれども、海外に出ていこうというような気持ちを持った保護者の方も結構いらっしゃるので、その辺は把握していらっしゃいますか。

○指導室長 正確な裏づけのものは持っておりませんのでお答えしにくい部分もありますが、おそらく、保護者の都合がかなりあるのではないかということは想像できます。子どもだけで外国の学校に行くとか他県の学校に行くということは考えにくいので、親の転勤等が理由で、考え方の問題ではないかと推測できます。

○澤委員長職務代理者 よろしゅうございましょうか。

「閉 会」

○澤委員長職務代理者 本日予定しておりました案件はすべて終了しましたが、庶務課長、何かほかにございますか。

○庶務課長 特にございませぬ。

○澤委員長職務代理者 では、これをもちまして閉会といたします。

次回は、6月14日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時43分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 澤 孝 一 郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐